

Ⅶ 裾野市立富岡第二小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月版

1 学校教育目標

「気づき 考え やりとげる」

2 いじめ防止等の重点目標

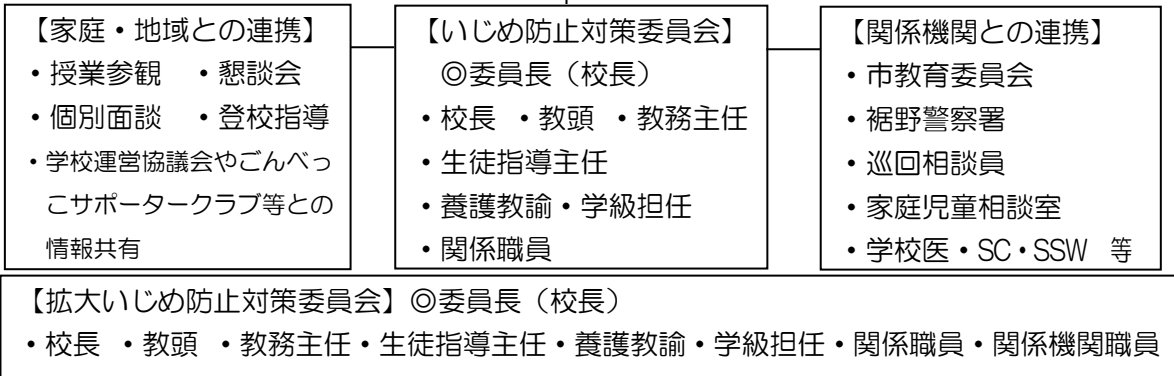
- いじめをしない人
- いじめを許さない人
- 人のちがいを理解して、認め合える人

3 いじめ防止等の基本的な考え

【いじめの定義】
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」第2条

- ・いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものである。
- ・いじめの早期発見、未然防止につながるように、全教職員が子供の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、子供の小さな変化を見逃さないように努める。
- ・いじめに係る相談や情報があった時は、担任だけで抱え込まずに報告・連絡・相談をし、教職員全体で共通理解のもと連携して指導する。

4 いじめ防止対策委員会



【重大事態の定義】
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」第22条

5 いじめ防止等に関する取組 ～「自己肯定感」、「自己有用感」を高めるために～

(1) いじめの未然防止

- すべての教育活動を通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した魅力ある学校づくりの推進。(プランニングシートの活用)
- 道徳の時間の充実
(教職員の指導力向上、児童がいじめの問題と向き合えるための工夫)
- 静岡県版 SEL (Social and Emotional Learning) の実施
- たてわり活動の充実
- ピアサポート活動の充実
- 「さわやかあいさつ100%」を目標にした挨拶の励行
- 家庭・地域との連携(法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報活動の充実)
- 教職員研修の充実(危機管理、児童理解、魅力ある学校づくり等)
- 学校評価におけるいじめ防止等の取組状況の評価

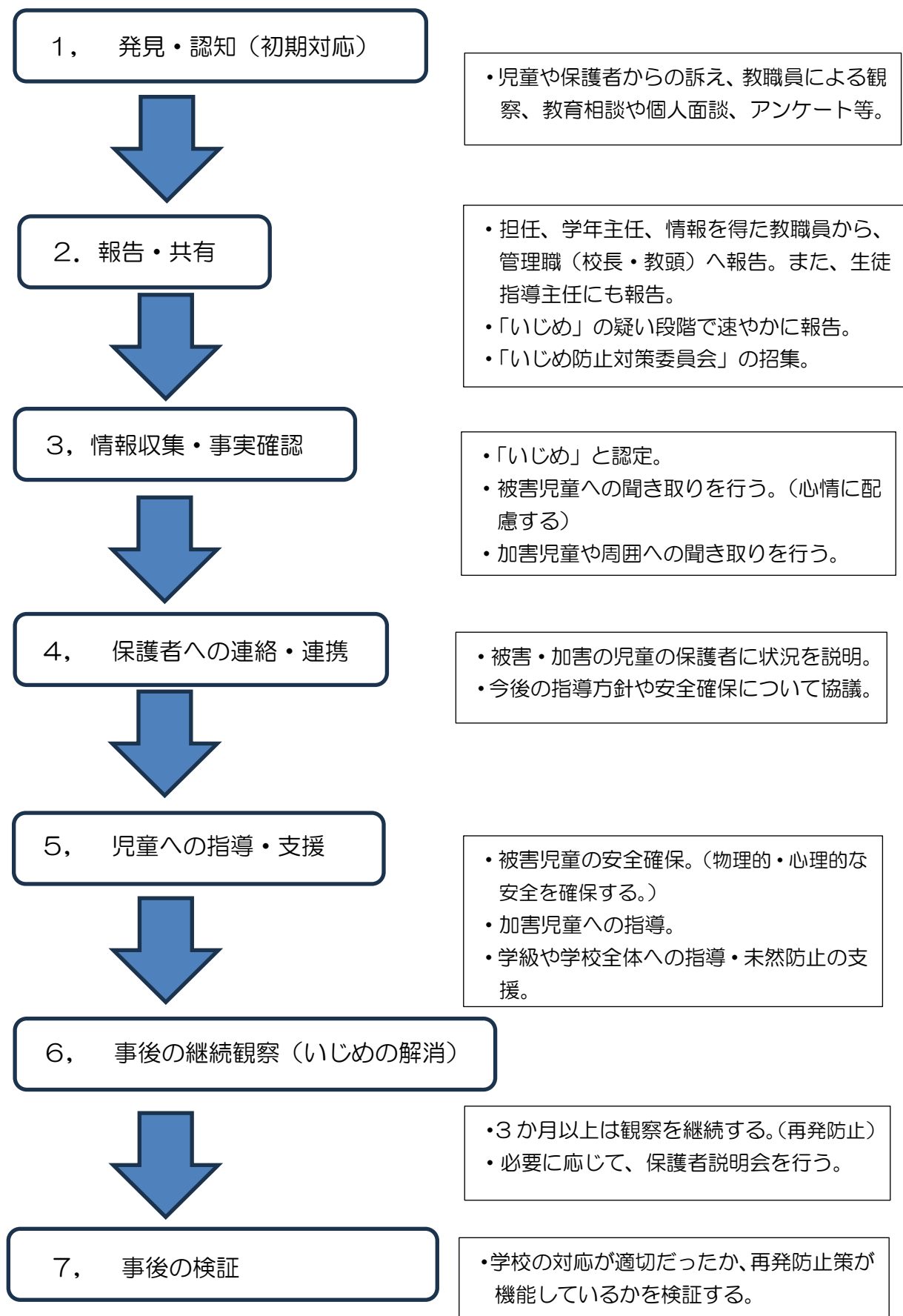
(2) いじめの早期発見

- 日常的な観察(全職員で)
- 定期的なアンケートの実施(月1回)
- 職員会議や打ち合わせでの全職員による情報交換と共通理解
- 学級担任による教育相談(アンケート実施後、全員個別の面談 年2回)
- スクールカウンセラー等による教育相談の実施

(3) いじめへの適切な対応 (初期対応の重要性を意識した迅速な行動)

- いじめやいじめが疑われる情報が入ったときは、迅速に事実確認をする。
- 速やかに管理職に報告・連絡し、「いじめ防止対策委員会」を招集し、解決に向けての方針を立てる。(いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。)
- 全職員の共通理解、情報共有(具体的な支援、指導の検討)
- 被害児童とその保護者に対して、心配や不安を取り除くケアをする。
- 加害児童の話にも耳を傾け、表面的な反省、安易な仲直りで終わらせることなく、(本当に悪いことをした)と気付いて、言動の変容や反省が被害児童に伝わるまで、指導を継続する。
- 重大な被害を伴う事案は、発生を認知したら直ちに教育委員会に報告し、拡大いじめ防止対策委員会を招集して、SC・SSW等の専門的知見も生かす。必要に応じて、学校医や警察、児相等とも連携する。暴力を伴ういじめなど、犯罪行為にあたりと考えられるいじめは直ちに所轄警察署に相談・通報する。
- 保護者への説明、協議、連携。必要に応じて、保護者説明会を実施する。
- 加害児童のいじめ行為が解消されるまでの丁寧な指導と見届けを行う。
(いじめの解消とは、いじめに係る行為がやんでいる状態が3か月続く、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないこと。)
- 再発防止に向けた全職員による事案の検証

「いじめ」対応フローチャート



- 重大事態（心身や財産に重大な被害、不登校等）の場合は、速やかに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（2024年8月改訂）に沿って対応。

(4) 保護者との連携

- ・PTA 活動の充実（奉仕作業、登校指導 等）
- ・ボランティア活動の充実（読み聞かせ、図書館、お飾り作り、ミシン 等）
- ・学校評価アンケートの実施（年2回）
- ・いつでも相談を受け付ける体制づくり

(5) 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員への情報提供
- ・市役所家庭児童相談室との連携 → 東部児童相談所へ
- ・裾野警察署への情報提供、相談、通報（重大ないじめ事案等）

6 いじめ防止対策年間計画

◎毎月の取組

- ・学校生活アンケート（年2回は 全員個別面談 4月・10月）
- ・職員会議、打ち合わせ等での情報交換

◎学期ごとの取組

1学期の取組	2学期の取組	3学期の取組
<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会（4・6月）・希望保護者面談（4月）・学校評価アンケート（7月）・魅カアンケート（7月）・職員研修（夏休み）	<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会（10月）・保護者面談（7月）・学校評価アンケート（12月）・魅カアンケート（12月）	<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会（1・2月）・保護者面談（12月）・魅カアンケート（3月）
<p>年間通しての取組</p> <ul style="list-style-type: none">・静岡県版 SEL の実施（新・人間関係づくりプログラム）・ピアサポート活動		